

令和2年 教育委員会第7回定例会 会議録

日 時 令和2年4月28日（火）

午後3時00分～午後4時27分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【文化振興課】

(1) 議案第25号「区立図書館の臨時休館期間延長について」

第 2 協議

【指導課】

(1) 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第 3 報告

【指導課】

(1) 教科書採択について

(2) 令和2年5月7日以降の対応について

(3) 臨時休業期間中の各学校の状況、取組について

(4) オンライン授業環境整備について

【文化振興課】

(1) 千代田区指定文化財の現状変更について（答申）＜三谷家美術資料・画帖＞

第 4 その他

【子ども総務課】

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田（5月5日号）掲載事項

出席委員（4名）

教育長	坂田 融朗
教育長職務代理者	中川 典子
教育委員	金丸 精孝
教育委員	長崎 夢地

出席職員（5名）

子ども部長	清水 章
教育担当部長	佐藤 尚久
子ども総務課長	大谷 由佳
指導課長	佐藤 友信
文化振興課長	大塚 立志

欠席委員（1名）

教育委員	俣野 幸昭
------	-------

欠席職員（6名）

副参事（特命担当）	大塚 光夫
子ども支援課長	新井 玉江
子育て推進課長	中根 昌宏
児童・家庭支援センター所長	安田 昌一
子ども施設課長事務取扱 子ども部参事	小池 正敏
学務課長	小原 佳彦

書記（2名）

総務係長	江口 友規
総務係員	橋本 悠

<p>坂田教育長</p> <p>金丸委員</p> <p>坂田教育長</p>	<p>皆さん、こんにちは。ただいまから令和2年教育委員会第7回定例会を開会いたします。</p> <p>本日は俣野委員が所用のため欠席でございます。</p> <p>今回の署名委員は金丸委員にお願いいたします。</p> <p>分かりました。</p> <p>はい。今回は書面開催ということをさせていただきました。コロナウイルスの大変盛りのときでございましたし、案件的にも緊急を要するということではなかったということで、書面開催をさせていただきました。</p> <p>ただ、今回の、本日はこうやってお集まりを頂いたわけでございますが、緊急事態宣言が4月7日に発せられ、約一月という中で、その前に、宣言がまた継続をされるのか、あるいは、解除されるのか、どこまで続くのかは分かりませんが、宣言が切れる日が近づいている、そういう予定であるという中で、今後子どもたちの学習の場、とりわけ学校ですけれども、学校の運営について、一つ、考え方を示す必要があるかということで、本日はお集まりを頂きました。</p> <p>それでは、本日の議事日程を見ていただきたいのですが、従来どおり、やはり、議案、協議事項、報告、その他というふうにございます。この順番で事を進めていきたいというふうに思っておりますが、とりわけ報告事項、指導課さんの（2）から（4）番、ここがこの臨時休業のさなかに行われていること、あるいは今後予定しておることということの内容になってまいります。ということで、ここが本日の基本的な重点事項になるのかというふうには思っています。</p>
---------------------------------------	---

◎日程第1 議案

## 文化振興課

### (1) 議案第25号「区立図書館の臨時休館期間延長について」

坂田教育長 それでは、早速ですが、議案から参りますけれど、順番はそのとおりにします。

本日は1本ございます議案第25号「区立図書館の臨時休館延長について」ということです。担当の文化振興課長が見えておりますので、課長から説明を頂きたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

文化振興課長 それでは、議案第25号「区立図書館の臨時休館期間延長について」、お手元の資料に基づきご説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大による政府の緊急事態宣言を受けて実施している区立図書館の臨時休館期間を延長するものでございます。

1の休館期間でございますが、令和2年4月8日から5月6日までとされているところを、令和2年4月8日から5月31日にまで延長するものでございます。

2、対象施設といたしましては、資料記載のと通りの区立図書館5館が対象となっております。

説明は以上でございます。

坂田教育長 はい。ありがとうございます。区立図書館の臨時休館の延長ということです。

この教育委員会に先立ちまして、区のコロナ対策の緊急対策本部、本部会議が先ほど終わりました。区の施設については、この緊急事態宣言が連休をもって終わるので、その先についてどうするかということで、一応各施設については5月31日というのを原則的に、休館延長をしようではないかという話になっております。その一環として、この図書館もあるということでございます。5月31日まで延ばしますということですが、何かご意見等がございましたらお願いいたします。

金丸委員。

金丸委員 ここで延長について決議するのであれば、例えば5月の中旬にも開館するというふうになったとき、延期を撤回するためにはもう一度決議が必要になるではないですか。それとも、状況が大きく変わった場合には決議を経ずに、開館するという趣旨も含んでの議案なのかどうかという質問でございます。

文化振興課長 ありがとうございます。そういった場合は、議決を経ずに開館をさせていただければと所管としては考えております。

金丸委員 わかりました。

坂田教育長 はい。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

坂田教育長 はい。それでは、この件につきましては、議案ですので、挙手をお願いし

たいと思います。本案件について賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

坂田教育長 はい。賛成全員でございますので、本案は了承されたということでございます。どうもありがとうございました。

文化振興課長 ありがとうございます。

## ◎日程第2 協議

### 指導課

#### (1) 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

坂田教育長 続きまして、協議事項に入ります。本日は1件でございます。これは本日の協議を経た後で、次回には議案になるということでございます。

案件は、幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則でございます。指導課からの説明をお願いします。

指導課長 それでは、幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正についてご説明をいたします。

まず改正についてですが、労働基準法が改正をされまして、これが、民法の一部を改正する法律により、使用人の給与に係る短期消滅時効が廃止されることや、労働政策審議会の建議等を踏まえて、労働基準法における賃金請求権の消滅時効期間等を延長すると共に、当分の間の経過措置を講ずるといのが労働基本法の今回の一部改正の趣旨となっております。

それに伴いまして、本区の中でも幼稚園教育職員の給与について、職員別給与簿、こちらのほうの保存期限を5年と改めるというものでございます。

2枚目にもありますように、旧のものは3年間保存ということになっておりますが、それを5年とするということでございます。

附則第4条の経過措置として、職員別給与簿の保存期間を当分の間は3年間とするということになっております。

2枚目、新旧対照表、別紙のとおりでございます。

施行期日は公布の日ということになっておりますが、改正後の規定は令和2年4月1日から適用するということになっております。

以上です。よろしくをお願いします。

坂田教育長 はい。ありがとうございました。職員別給与簿の保存年限を延長する、5年間とするという内容でございます。

ご質問、ご意見等がございましたら。

金丸委員。

金丸委員 すみません。これは多分法律がそうになっているからだと思うのですが、通常は当分の間という形では取らなくて、施行日を別個設けるので、その施行日から適用されるというような形に、法律上はなることが多いのですが、けれども。というのは、当分の間で、その当分の間が定めていないと、これからいつまでこうなるかと、分からないではないですか。そうすると、実は

この改正を今やる必要はあるのかという問題にもつながってしまうので、なぜこれが当分の間なのかということ、ご説明頂けるとありがたいと思います。

坂田教育長  
指導課長

指導課長。

はい。委員ご指摘のとおりで、その部分は私も、まず、これはなぜこうなのだとこのころで考えたところでございます。

この件につきましては、いわゆる、例えば給料が誤って支給されていたことに気づいたところから何年遡るかというようなことの例なのでございますが、これを、やはり的確に、一定の労働者保護を図るということで、5年に延長をするというのが大原則としていて。ただし、それと共に、企業や管理する側のほうとしては、その記録保存に係る負担というのがかなり大きいであろうということは考えられます。

この法の改正に伴って5年間とはするのですけれども、このような事例がある程度どのぐらい出てくるのかと。賃金請求権の消滅時効が果たすべき役割等を検証していきながら、5年にしていくというような方向ですので、その当面の間に出てくる発生事案によって、今後5年ではなくなる可能性もあると。5年を目指すけれども5年でなくなることも含む、と。ただし、法令上の一定の労働者の保護を図るという観点で5年にしていくというふうに、賃金等請求権の消滅時効の在り方についてという報告のほうを、私のほうでは読み解いて解釈をしているところでございます。

金丸委員

附則で、この規則は公布の日から施行する、と。かつ令和2年4月1日から施行すると書いてありますけれど、実はそういう当分の間があると、当分の間がどうなるかということ、実は旧施行規則と全く同じ状態だということになりますよね、当分の間は。そうすると、一体、令和2年4月1日から適用するというのは一体何を適用するのだろうかということについて、ちょっとやはり疑義があるという感じはします。形式的な議論でしかないですけども。

坂田教育長  
指導課長

指導課長。

はい。一応、法の基準によって定めて、公布日は4月1日から起算をしてやっていくということを示されておりますので、その方向で起算をしていくということの流れかというふうに考えております。

金丸委員

法の作りがそうなっているので、条例関係のほうもそれに合わせてやると、こうなってしまうという趣旨ですね。

指導課長  
坂田教育長

はい。

そうなのですよ。当面の間、当分の間は現行の条文と同じですということなのですが、その最終日というか、その現行の3年間で切れるのがいつなのだというのは明快ではないですね。

ただ、それはきっと、今の短期消滅時効3年間というのが、どこまでいろいろな事象に対して影響するのかということを見定めるという、まさに指導課長が言われたようなことなのかという気はしています。これは、放置して、

まさにこの5年に変えるべき日に施行させるといって、これはなかなか私どものほうで把握というか、その時点をうまく捉まえて、そこから施行させるというのは至難の業だろうというふうにも思いますので、ここは法がそのようにしていることを尊重したほうが、誤った対応にならないでいいだろうというふうなところかというふうには思っております。

よろしいでしょうかね。

(了 承)

坂田教育長

はい。では、これについては、また審議の機会がございますのでお願いします。

では、この協議事項につきましては、以上とさせていただきます。

### ◎日程第3 報告

#### 指導課

- (1) 教科書採択について
- (2) 令和2年5月7日以降の対応について
- (3) 臨時休業期間中の各学校の状況、取組について
- (4) オンライン授業環境整備について

#### 文化振興課

- (1) 千代田区指定文化財の現状変更について（答申）〈三谷家美術資料・画帖〉

坂田教育長

それでは、日程第3、報告事項に参ります。

まずは教科書採択についてでございます。指導課長、お願いします。

指導課長

はい。それでは、令和3年度使用する千代田区立学校教科用図書採択事務日程について、ご覧ください。

こちらにつきましては、この日程のほうを示させていただいております4月から、ゴールとしましては裏面に至る8月に至るまでの経過の日程として示させていただいております。ただし、大きな変更点としては、第1回の選定委員会は実は昨日の予定だったのですが、このような状況ですので、1回目の選定委員会をちょっと見送らせていただいて、ただいま、そこの赤字で書いてある5月上旬から中旬のほうへと移動させていただくということでございます。それに伴って、教育委員会での定例会での報告につきましては、これも5月12日から5月26日のほうに変更をさせていただくということになります。

今年度は特別支援学級、九段中等の後期課程と伴って、大きな4年置きでの改定としての、中学校及び中等教育学校前期課程の部分の改定という形になります。おおむね昨年度も委員の皆様には関わっていただきましたが、同じようなスケジュール感で進んでいくということです。裏面をご覧ください。まずは教科ごとに集まってお聞きいただきながら、それぞれが調査したものを教育委員会のほうで、それぞれの教科で意見を言ったものを発表していただくこと

いう形になります。

そして、7月14日の定例会のほうで一応答申という形で報告を受け、その後、その以下の日程に従って、教科書のほうの採択を決定していくという形になる流れでございます。

本年度は中学校ということで、3年間分のものではありますが、内容的にはかなり濃いものがあるのと、また昨年度同様、傾向として見られた、これからは後ほど話しますが、オンラインとかそういったものに、教科書がどのように対応していくかといったところの視点、あとは主体的で対話的で深い学び、そういったものがどのように教科書で実現、指定されていくのかというところに関しては、大きく視点を立てて、またご議論を頂きたいというふうに思っております。

また、教科書のほうが到着しましたら、昨年どおりお部屋のほうをセッティングさせていただきまして、また委員の先生方の分の教科書もご用意させていただきまして、見ていただいご議論をしていただくという流れになりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

坂田教育長

はい。ということでございまして、今般は中学校、中等教育学校の前期課程ですね。またいろいろご苦労がある気はしますが、ひとつよろしく願いをしたいと思えます。

第1回目の選定委員会が、こういう状況下で、ちょっとずれ込みました。ということのようでございますので、相当タイトな作業になってくるのだろうというふうに思いますが、ひとつよろしく願い申し上げます。

金丸委員。

金丸委員  
指導課長

我々が本を見られるのはいつからなるのでしょうか、具体的には。間もなく本は届き始めるというふうに思えます。ですので、届き次第、整理をして、見ていただけるような形にしたいというふうに思っています。ゴールデンウィーク明けあたりに、一遍に来ないで順番に来るのですけれども大体そろったと思ったところで分け始めますので、5月中旬ぐらいまで見ていただければ大丈夫ではないかと。そのぐらいにはとは思っていますが、昨今のやはりこの輸送事情、コロナの中で対応として増えているものの中には、郵便物や配達物の増加等があつて何日も遅れているものがある。教科書に関しては、ご存じのとおり、かなり大量なものが一気に動きますので、そういったものも果たしてどこまでずれ込んでしまうのかというのは未知数ですので、5月いっぱいまでは見ていただければ確実かというふうに思えます。よろしく願います。

金丸委員

それに関連して、要するに届いたら、まずは選定委員会のほうに読んでもらわなければ、先へ進まないではないですか。我々が見られるのは、選定委員会が終わるよりも前から見られるかどうかの一つ。

もう一つは、あの狭い部屋で我々3人が多分読むとなると、それ自身が3密の一つになってしまうだろうという気がするので、それを持って帰ること

が可能なかどうか、そこも併せて教えてください。

坂田教育長  
指導課長

指導課長。

確かに、昨年用意したお部屋は大変狭く、まさに3密というようなことで、長時間、しかもいるということにおいては、大変厳しい状況かと思えますので、もし差し支えなければ、先生方のお家に全部送らせていただきたいというふうに考えています。

多分イメージとして湧くかと思うのですが、去年あそこのラックに載っていたぐらいの量だと思っていただければあれですので、ご自宅で。一つの分量が、厚いので、ちょっと私も比べたことはないのですが、それ相当の量だというふうに思っただければと思うのですが、送らせていただいて、ご自宅で見ていただくのが私は一番かというふうに考えております。ご意見があったら、また後ほどご報告してください。

坂田教育長  
金丸委員

金丸委員。

もう一つ、それとちょっと別なのですけれども、多分、今の教科書は、もともと去年の暮れまでに原稿ができ上がって印刷にかかっていると思うのです。その段階では、まだ、オリンピックが延期という話はもちろんないわけですから、そうすると、その部分の差し替えというものはあるのではないかというふうに思ったのですけれども、それも終わったものが届くというふうに理解すればよろしいのでしょうか。

坂田教育長  
指導課長

指導課長。

こればかりは、私も見てみないと分からないというのが現状です。多分オリンピックの想定で本がやってくると思います。一度検定を通過していますので、それらを見るという形になりますから、あるていど見ていただくということかというふうに推察しております。

ただ、当然行われないうけで、その辺は後日差し替えると。その部分的に、例えば載せた方が適切でなくなってしまうような方もありますけれども、そういったものは後日差し替えていくような方向だということで、まずは中身の上でご審議頂く部分というふうにはなるのかというふうに思います。

坂田教育長  
中川委員

中川委員。

これはもう、仕方ないことだと思うのですね。オリンピックがどうなるかということ自体が、まだ不透明なわけですから、そこはもう、そういう頭で見ることにいたします。

指導課長  
中川委員

はい、そうですね。

それと、やはり自宅に送っていただいたほうがいいですね。と私は思います。

指導課長  
長崎委員

はい。日は改めて相談をさせていただければと思います。

ここの建物にくる時間も踏まえると、送っていただいたほうがうれしいです。

坂田教育長

というご意見が多いようですので、ひとつよろしく願いいたします。



あと一般の方の閲覧場所なのですが、図書館のほうが休館しています。これがどこまで来るかは分かりませんが、図書館での閲覧ができないということになれば、今のところ教育研究所ということになりますので、その点もご了承をお願いします。

中川委員  
坂田教育長

そうですね。

はい。これは閲覧をしなくてはならないということになっておりますので、またいろいろ変更点が出てくるかもしれませんが、今のところそういう予定でございます。

ほかにございますか。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長

それでは、教科書採択についてのスケジュールについては以上とさせていただきます。

続きまして、報告事項の(2)番です。令和2年5月7日以降の対応についてということでございます。

指導課長。

指導課長

それでは、まず(2)令和2年5月7日以降の対応についてということで、各学校のほうに、教育長から学校長宛てで出した文書についてご説明をさせていただきます。

これは、4月24日、先週の金曜日の時点で出させていただきました。なぜかということ、その時点で5月7日、8日は、23日の時点では不透明だったのですが、24日にはもうやりませんというような通知になりました。そして、そのときの状況、例えば200人を超えるような東京都の感染者があったことから、7日以降の学校再開が非常に難しくなってきたと、いったときに、では、学校はどういうふうに子どもとつながって、保護者とつながって、そして教員同士が、より豊かにネットワークを構築していくかということ、今週、十分とまた改めてこのことを確認して準備をしていただきたいと思います。そのための準備期間としては、とてもではないですけど、都から何か出るのを待っているのは厳しいと。また、後ほど各学校の状況や取組についても報告させていただきますが、一定の指示は出していましたが、ある程度の方向性が固まってきたので、統一的に強い方向性を学校にも示す必要があるということで、こちらの文書のほうを出させていただいた次第でございます。

大切にしたい考え方というのは、今年度、私たち教育委員会指導課が常に出している、つなぐという意識を重要視してくださいということです。子どもの学びをどうつないでいくのか。子どもの心を学校につなげて、どう安心させていくのか。そして教員同士がつながって、この千代田区だからこそできる、このピンチをチャンスに変えるやり方があるのではないかと、そういう提案でございます。

それで、取組としては、準備しておいてくださいと。5月11日以降、学校が開かれなかった場合には、このような方針で徹底をしてくださいということです。(1)は学習計画の作成、発信による家庭学習の推進ということで

す。今、学校は、一覧表を見ていただいたと思いますが、それぞれの課題の出し方をしているところがございます。それがマルをつけられる状態にあるのかどうかというと、子どもも持ってくる機会さえもないわけですから、家庭に委ねられているという状況です。

ただし、5月以降も休校になると、教科書の中身もある程度触れていくようにしていったら、スタートしたときに確認していくような体制を取っていかないと、とてもではないけれど、今年度習得しなければならない学びを履修することができないというふうに考えて、子どもたちが朝きちんと起きて、一定の時間に学習をし、その学習の仕方としてはこういった内容でお願いしますという週ごとの指導計画、これは教員が毎週作成しているものなのです。それがこちらのカラー版になります。毎週作成しているものを、家庭版にアレンジして、これを毎週ホームページに掲載するというルールづけをします。

内容においては、教科書を使った学び方を示すことも含むということで、教科書というのは、基本的に授業は担任と子どもが同じ空間にいないと実質的には成り立ちませんが、それでも家庭の協力を得ながら、低学年でも寄り添っていただいて、教科書を介した学びを進めていきたいと思いますということを言っています。

そして、その進め方においては、ネット環境を使ってくださいということ奨励しています。国の「学びの支援サイト」というサイトがあります。あと、都には、「ベーシックドリル」といって、各学年、各教科の、ある程度のテストがあります。あと、教科書会社のウェブサイト。こちらについては、文部科学省のほうから教科書会社に、4月上旬の時点でこういうことを見越して、各教科書会社のウェブサイトを充実させなさいという通達が出ています。それを受けて、教科書会社はかなり力を入れた状態になっていますので、そういったものも教員が目を通し、そして、この中にもリンクを張ったりとかしているのですが、そういうものもこの中に示して、動画等を活用するように促すような案を提示していきましょうという一致した方向性を出させていただきました。

2番目が子どもとのつながりです。今、4月からは、定期的に学校から保護者へ連絡を、まずは電話でしてくださいと。その時期等は、いろいろ、各学校において時期はばらばらなのですけれども、実際には実施をしていただいているという状況です。

それで、何が心配かということ、やはり子どもたちも担任との距離をつかんでおくことがこの時期は重要だと。家庭もやはり担任との距離というか関係をつかんでいくことが重要だということが、まず筆頭であります。そして、やはりそれぞれ事情を抱えた子ども、あと、親が多重にストレスを抱えてくると、もともと学校に行っているほうが良くて、家庭にいることに苦痛を感じている子の気持ちというものをつかむといった意味で、やはり定期的な連絡は必要だというふうに考えています。これについては、引き続き4月、5

月以降も、もし延長した場合は、必ずやってくださいというふうにお願いしています。

そして、学年からのメッセージ、スクールカウンセラー、そういったものは電話相談等もできるようにします。それで、後ほどお話ししますが、オンラインでの相談みたいなものも可能になっていくような仕組みづくりを4月に行ってまいりましたので、そういったものを活用した上で、子どものみならず、保護者の悩みも受け止められるような形で発信をしてくださいということの方向性です。

(3) 番、Teamsの活用でございます。このTeamsとは、ネットワークで遠隔オンライン授業が可能となるシステムです。こちらについては、今現在、私もオンラインの環境を整えるというか、かなり強く求められるということがもう予想されていたので、4月の休校発表時以降、今、学校の千代田区のシステムをにぎっている、整えているところと交渉して、双方向で授業を行うようになれるところに行けるシステムとして、可能なものを紹介してくれということが出てきたのが、このTeamsというものです。これは各家庭と学校がつながって、テレビでよくやられるような一斉の授業を子どもたちが見て、子どもたちも声で参加できるというものを備えている機能を持っています。

ほかにも実は幾つかこういう仕組みというのはありますし、セキュリティーが低くても扱いやすいものはあるのですけれども、なぜこれにしたかというところ、まず子どもがそれを利用するに当たってのアカウントとパスワード、この一式が、マイクロソフトが5000台分は無料で出すというところがありましたので、お金がかからないで、なおかつセキュリティー上は安定感があるということがあったことと、もし端末を使用する場合、調達できなかった場合は、学校にあるタブレットをある程度調整をすれば、自宅に、その子に与えることもできるというようなこともありましたので、こちらのほうに決定をしていった次第でございます。

まずは先生たちがこれに慣れてもらわなければということで、アカウントとIDとを、まずは取り組んでみたいという学校3校に手を挙げていただいて、やってみたいという学校は電話してくださいと言ったら、3校来ましたので、その3校にまず先行的に与え、そしていわゆるそのシステムで、教員同士が遠隔で学年会ができたりするというような体験を、まずはいただきました。非常に良好で好評だったので、ほかの校長先生方には全部電話を私のほうからしまして、そろそろどうですかということで、では、やってみたいということで、今現在では千代田区内の小中学校全ての先生方にはIDとアカウントを配付して、つながる状態のところまで指導主事等が頑張りました、今その状態に来ているところでございます。

それで、休校が延びると、そういったものも、在宅勤務や学校へ出てくる勤務はばらばらになりますけれども、そういった管理に慣れてもらうためにも、まず管理職は率先してこれを使ってくださいということを示して

います。そして、オンライン会議や学年会でどんどん、自分たちが子どもと使うことも想定しながら慣れてくださいという指示を出しました。そして、私たちも研修においてこのシステムを使いますと。すなわち集まれない状態なので。実質、もう5月7日のときには、初任者研で、1回目でそれを実施するというような段取りまで来ています。

そして、三つ目として、学校間の連携も、そうすると図れるようになりますので、それぞれが作った動画等、教科で使えるものはそういうので共有するように、千代田区は皆仲良く、こっちがやって、こっちが少ないというのは当然出てくるのですが、そういうものをシェアするような形にしてやっていくことを頑張っていきたいと思いますというようにしました。

そして、今後、小・中学校において、全ての子どもたちにIDとパスワード、こちらのほうを作成します。まずは先行して取り組んだ3校のほうに、子どもたちにはゴールデンウィーク明けには配付をできる状態に、今、努力中です。その後、恐らく10日ぐらいのうちには、ほかの子どもたちのほうのIDとパスワードもつなげることができると。すなわち、5月中にそういうような方向ができる。

ただし、いきなり授業をやるというのはやはり難しいことなのです。なので、朝の会でもいいですし、個人面談でもいいですし、そういうようにオンラインで、やれるのだったら授業をやっていただいて構わないのですけれども、そういうふう子どもたちとつながったり、子どもたち同士がわいわいできるような、子どもたちの心がほっとするような、保護者が、ああ、こういうのを千代田区はやってくれているのだねというように、安心感を与えられるようなことを、5月にはある程度、全部休みになったとしても、できるような形で整えていきたいと思います。

仮に、学校が5月11日からやりましょうといったことになっても、これは決して無駄にはならないと思います。というのは、こういったシステムで授業を考えたりとか教員同士が結びつくというのは、もうこれは、もう発想の転換、いわゆるパラダイムシフトと言われてはいますが、本当の教育で言う楽しさは何だろうというもの、使うものとしては非常に勉強しがいのあるものだというふうにと考えているところです。これの指示を今出させていただいて、各学校、鋭意、今では分からない5月11日以降をどのように準備するかということの方向性を出させていただいているということでございます。

では、併せて、続けて(3)のほうもお話しさせていただきます。

自宅学習での学習の内容のさせ方とか、行事の削減とかについては、それぞれが鋭意考えていただいています。これを、今回は全学校に配付もしています。なので、各学校の中で最近聞かれるのは、これを出してくれたおかげで危機感が高まったという学校ももちろんあります。ああ、そこまで、と。そうすると、教務主任同士が、それはどういうふうに行っているのかというようなやりとりを今始めるようになっていっていますので、私どもとしては、

4月9日の時点では、ある程度こういうことは考えてくださいというようなものは出していたのですが、各校様々だというふうに予想はしていました。ただし、これを出すことで、かなり今、今日、朝も校長先生何人かと話したのですが、やはり私たち隣同士、近く同士は、もうちょっとそろえていかないといけないのではないかなという意識を持って話を進めているのですというご報告も頂いているところですので、これはそれぞれが考えているというところで、ご覧頂ければというふうに思います。

そして、(4)がオンラインについての環境整備ということで出させていただきました。オンライン学習を進めていく上で、私立は進めやすく公立が進めにくい。その最大の要因は端末が家にあるかということと、データ量のやりとりを莫大にすることになりますから、Wi-Fiという環境があるか。これについてだけ、学校に調べてくださいというふうにお願ひしました。

調べ方は、こちらの指示としては、一斉メールで、Q1、Wi-Fiの環境があるかないか。Q2、カメラ付きのパソコンもしくはタブレット端末があるかどうか。そして一斉に流して、ない人だけ連絡を受けるという形でやっていただいた。お願いしたというところがあります。ただし、今、ホームページ上では、何かボタンをぼちっと押すと回答が返ってくるようなシステムがあるようですので、その回答数のところに、何か分母と分子みたいな感じになっていると思いますが、両方数字が書いてあるところは、その回答のあった数と。いわゆる子どもの数に対して回答のあった数ということになります。分母しか書いていないものは、私が指示したとおりに返ってきたものとしてあるということでございます。

それで、実際にWi-Fiがないのは137、タブレット端末がないというのが210という数字が出てきました。こちらの数字を基に、5月中に調達できる方法を考えています。Wi-Fi機器については、レンタルしてくれるところを今ほぼ確定している状態。そして、タブレットにつきましては、実はタブレットを買うという方向もあったのですが、今はパソコンが市場にないのですね。ある一定数の台数をそろえるのは非常に難しいという状況を鑑みて、スピードを優先し、学校にあるタブレットの設定を外して、家で使えるという状況のほうが早いという判断を出しました。ですので、この数に合わせて、それが5月中にはある程度いけるような形にしたいというふうにございます。

以上でございます。よろしくお願ひします。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

5月7日以降ということで、これまでも様々学校ごとに、あるいは先生ごとにいろいろな工夫をしてはきておりました。ただ、統一的な動きになってこなかったということもございます。

今般これは長引く可能性も相当秘めているという中で、また子どもたちにとっては、実は3月2日の全国一斉休校から学校へ行っていないわけですね。その間に、実は進級もしてしまっているという。その後の4月になっ

て、お友達の顔もほとんど見ることもなく、担任もほとんど知ることもなく、新学年が始まっているという今の状況は、相当異常な事態だろうというふうに思っています。

そんな中で、やはり規則正しくというか、一つの生活のリズムを取り戻し、学習に取りかかっていくという環境を早く作りたいという思いは、もう教育委員会挙げての思いでございますし、そこを、何とかこれまでのそれぞれの知恵を結集しながら、ここに至ったというふうに思っています。

そういうことで、指導課さん含め、両部長等々で努力しまして、こういう方向で今考えをまとめているところでございますが、何かご意見あるいはご質問、その他、お気づきの点がございましたら、ご意見を賜りたいと思います。

金丸委員。

金丸委員 一つは教えていただきたいのですが、多分それで間違いないとは思いますが、家庭にWi-Fi環境がないという子どもたちと、それからカメラ付きのPCもしくはタブレット端末がない子どもたちというのは、カメラ付きPCもしくはタブレット端末がない児童の中に、Wi-Fi環境がない人間は全部含まれていると考えていいのでしょうか。

指導課長 すみません。そのあたりまでは、今現在のところ学校に調べを任せている状況ですので、私どもとしては、そのイコールがどれぐらいかということは、実は把握をしていない状況でございます。

金丸委員 そこがはっきりしていないと、例えばカメラ付きのPCがありますとかタブレットはありますというふうに言っている人でも、実は容量の関係でWi-Fi環境がなかったということになると、後でまたそれを用意しなければいけないという問題が生じかねないという心配をして、ご質問しました。

指導課長 ここに書いてある数値以上に、両方とも用意できるという状況に今ありますので、余裕を持った確保のほうに努めています。タブレットについては、もうこれで問題なく、学校にある台数で収まっていますので、大丈夫だというふうに捉えているところです。

金丸委員 それは国の施策との関係があるので、千代田区だけではできないのかもしれませんが、こういうものを使って授業の補助をしていくとなると、私が考えたのは、もともと学校に集まれないときにはこういう形でやるか、もしくは通信教育みたいな形で何かを宿題みたいな形で送って、それに書いたものを戻してきてもらって、それに添削をして返すというようなやり方をせざるを得ないだろうというふうに思ったのですが、それにしても、通信教育だってスクーリングがありますよね。そうすると、どこかの段階で何回か、学年ごとに分けるなりなんなりしてでも、学校に子どもたちを呼んで、集まった形で何かをしないと、まずいのではないかというふうに考えているのですが、それはやはり国の施策との関係で無理なのではないでしょうか。

坂田教育長 指導課長。

指導課長

今後、緊急事態宣言と休校の中の縛りがどれぐらいかかるかというところで、それが出てくるのかというふうに思います。今現在、学校は教員も、基本、在宅勤務、いわゆる動かないということになってきます。今、数が減ってきているので、ひょっとしたら、今の状態のままだったら、5月の時期に、そういったような、集めて何かやるというのは非常に難しい状況にあると思いますが、あるといいと思っています。あることによって活性化もする。ないと、不安な部分を解消するのに相当時間を弄することになりますので、やはりある設定のほうが望ましいというふうに思っています。

ですので、今は、私どもが考えているのは、入れた後にどういうトラブルが発生するのかというところを視野に入れながら、今、様々な研修会が実施されていまして、先行校の事例とかも、昨日、私はオンライン講座で参加したのですが、こういうトラブルが起きるのかと。これによって保護者のストレスがたまることがあったり、オンライン学習が嫌いになった人が出てくる場合もあるようなのです。そういった、どんなことが想定できるかというのを学びつつ、今、指導主事の中でもブレインストーミングをして、出てきそうな課題について整理しているところです。

ですので、金丸先生のおっしゃっている方法は一番望ましいのですが、それができるかどうかというのは、これからの、またコロナの情勢次第というところがあるかというふうに思っています。それをやりたい方向では、視野には入れているところです。

金丸委員

今の状態では、先ほど教育長がおっしゃったように、そんな簡単に終息するとは思えない。まして、この先日の土日は数が少なかったけれども、これは検体数が少ないからですから、それを少なくなったとは見られないということを見ると、今の状況が多分、5月中はもちろんのこと、6月、7月というふうに延びていく可能性がある。そうすると、例えばもう今の段階で、たしか静岡のどこかの市では、夏休みはなしにするというようなことを発表しています。

では、千代田区の状態の中で、いつまでに学校がスタートすれば夏休みをなしにしないでいいのか。もしくは、ここまでにスタートしなければ夏休みを全部授業に潰さなければいけないという、そのラインというのがある程度見えて、それに対して、夏休みを使ってできる状態であればこうなりますよ、それでは駄目だったときにはもっと実は大変なことになるわけですが、実際には多分9月を越える可能性は相当高く僕はあると思うのです。そのときに、今の子どもたちに一体どれだけのことができるかということについては、非常に心配していて、それこそタブレットを使って通信教育みたいなことをやったとしても、不十分であることは間違いないので、一体それでいいのかと。それを取り戻すには最低限これが必要だということまで、やはり幾つかの日程的な基準を持ちながら方針を考えないと、とても子どもたちに責任を持った対応ができないのかというふうな心配をしています。

坂田教育長

中川委員。

中川委員

いろいろそういう問題はあると思うのですけれども、やはり一つ一つできることから潰していかないといけないと思うし、これから9月になっても、その先どうなるかといっても、ちょっと今の状態で、指導課のほうでも具体的なことは言えないのではないかと思いますのですよね。

とにかく一番大事なのは、子どもたちに、この学年の最低限のこれだけはやってほしいということ、学んでほしいということ、それをやはりしっかりと作っておくことが大事なのではないかと、まず思うのです。そのためには、状況が変化していく中でどうやっていくかということは、皆で知恵を出し合わなければいけないのではないかと思いますというふうに私は思うのですけれども。

これを、やはり見せていただいて、実は私もZoomでもって私たちの会議もするのかと思って、では、そのためには何をそろえておけばいいかというのを考えていたところだったのだけれど、やはり家庭によってすごい差があることは差があって、もしかしたら家庭でできない子どもというのもし出てくるのではないかと思いますというふうに思うのです。そのときに、例えば学校のパソコン室を開放するとか何かして、家庭ではなくてもできる環境を作っておいてあげたほうがいいのではないかと思いますというのを、ちょっと思いました。

それから、先生たちは、基本、在宅勤務ですよ。そのときに、子どもたちと電話連絡をするのが、時間的、それから、機会的にも可能だろうかということ。先生方は家において、すごい負担がかかるのではないかと思いますというのがちょっと心配になったのですけれども。

指導課長

では、私から答えます。様々ありましたので、順番かどうか分からないので、抜けていたら教えてください。

まず、今後のことなのですけれども、正直分からないというのが本音です。ただし、取りあえず1か月ぐらい先を見ながら、ここになったら学校に行けるようになるのではないかと思います、ある程度想定しながら進めてきています。

夏休みについては、今、恐らく4月であれば、時数、内容的には夏休みを削るか削らないかのぎりぎりのところかというふうな、計算上の読みはしていますが、これが5月いっぱいということになったら、夏休みの縮減とセットになります。どのぐらい縮減するかということに関しては、今、調整中です。今日も各校長と連絡を取りながら、恐らくはこれぐらいになるのではないかと思いますので、それぞれ校長会の中でご議論くださいというふうにして、投げかけてあります。

それで、6月いっぱいまで休みとなると、もうこれは大惨事に近いと思います。1年間で全部学び切れるかといったら、そんなことはないだろうと。夏休みは本当になくさないといけないようなことになる。ただし、そうすると、それに伴う逆のリスクが出てきて、果たして暑さの中でとか、子どもたちの心がそれによってゆとりのないものになっていくというようなこともあるので、そこは、もうそこまで来ると、区の教育委員会レベルよりも、国で



大きな仕切りがしっかりと出てくるだろうというふうなふうには想定していますが、今のところ5月末まで休んだ場合の想定として考えていますが、金丸先生がおっしゃったように、秋になってもまだやっているということになってきたら、これは全世界的な教育の問題だというふうになってくる可能性もあります。子どもの学習権をしっかりと保障するといったようなところから、内容を示し合わせて、どこまでやるかというところを考えていく必要があります。それはもう、個人の知恵だけではなくて、やはり国がリードしてやっていく部分なのかというふうに思っています。

当然、あとこういう仕組み、Teamsのような仕組みを持っていった、オンラインを持っていったときに、できない家庭のレスキューというのは非常に必要になってきますので、そこら辺のサポート体制は、区で持つか学校で持つのか。基本的には区のほうで何とかしたいというふうに思っているのですが、一遍に三千何百人もこういうような稼働になってくると、それぞれやはり学校の中で得意な先生がいてほしいというのが実情です。学校の中で、これに習熟してくれる人が2人出れば盤石になるはずなので、そういった意味で、今、学校の中でそれぞれ研修をしていただいて、スペシャリストが出てきてほしいというふうにご依頼はしているところですし、実際に出始めています。そういうところもトータルで活用していきたいと思えます。

あと、家庭でなくてもというところで、家ではなかなかできないよといった子の場合には、ある程度スペースを置いて、やってもいいよというような、世の中が許す状況になれば、それをやっていくことになるかもしれないです。保護者が許せばという形になります。外に出てはいけけないのだというような状況だと苦しいのですけれども、土曜日、日曜日、公園に家族で出るぐらいのところ、今のところ状況としてあるようであれば、そういったところも、大人数でなければ実施は可能になっていくかというふうに思いますし、そういうところも視野に入れていく必要はあるかと思えます。

あと、家庭への連絡ですけれども、確かに時間はかかりますけれども、この意義はとても大きく、また、学校に対する不満も、私は幾つか耳に届いているところです。他区では鋭意やっていたところ、週1回とか義務付けている例もありますので、できないことではないというふうに考えていますので、今回は、定期的に行うようにというような指示は、4月9日の段階で出させていただきました。基本、個人情報には家に持ち帰らないので、家から電話をかけるということはありません。教員は全て学校からかけています。

中川委員  
指導課長

学校から。

はい。苦労はなさっているようですが、今のところ、電話を追加してくれとか、そういう要望はないところですが、度合いによっては、今回いろいろやった結果を聞いてみながら、学校の声聞いていく必要はあるかというふうに思っているところです。

中川委員  
指導課長

千代田区も学校でかけているのですね。それならいいのだけれど。

学校でないと、かけてはいけません。昔はというか、子どもの連絡網とかが

自由に持ち出せた私が担任時代とは、今全く違うのはそういうところなので、連絡網も作らないのが基本になったりとかして、教員はそういった個人情報は一切持ち出さない。だから、家からかけることはないです。

中川委員

そうですね。分かりました。

そのほかにちょっと、つながるという、これは三つのつながるという、これでいけば本当に良かったと思うのですが、その中で、やはりそのつながるの中に、先生と子どものつながりというのは、顔が今見えて授業ができないだけに、とても大切なことだと思うのですが、やはりこの5月1日以降の中に、子どもとのつながりというのがありますが、「悩みや相談を受け止める体制を整える」と書いてあるのですが、これをもうちょっと具体的にというか、先生はいつも君たちを見ているよ、君たちの味方だよというような、校長先生にしてもそうですけれども、そういうメッセージを、やはりいろいろなところで発信しておいていただきたいというのはすごくあるのですが、子どもを安心させるということがすごく大事ではないかというふうに思いますので、やっていただきたいというふうに思います。

この中にも、何か困ったことがあったらいつでも先生のところに相談してとか、そういうようなことを一言、こういうメッセージの中に入れて込むということは、いろいろなところでやっていただきたいというふうに思いました。

坂田教育長  
指導課長

指導課長。

貴重なご指摘をありがとうございます。先行的に行っている私立の学校で課題で上がってきているのが、心のケアをどうするかというところにシフトしてきているところが多いというふうに思っています。それぐらい、やはり今の3月、4月のこの休校状態は、子どもたちは一見楽そうに見えるのですが、やはりきつい世界なのですね。単一的で狭い世界になっているところなんです。

その中で、ある学校は、オンライン保健室なんていう取組をやっていたりというのもありますし、心の支えになる養護教諭の働きというの、これからどんどん中身として出てきてほしいと。養護教諭は必ずこれをやってくださいというような指示の仕方ではなく、そういうのは大事ですよ、では、誰かを活用してくださいということを校長先生方に投げかけて、お互い知恵出しをして、またそれを共有しながら、こんなことができるねということで、土台をしっかりと作りながら積み上げていきたいと思っています。

今頂いたことを、喫緊である、次のいわゆる5月11日以降のときには、必ずそういった子どもの心のケアとして、メッセージをいろいろなところで伝えていくというような内容は、入れていきたいというふうに考えます。それにも増して、やはり電話で生の声を聞くということも、やはり一番のところであるかというふうに思いますので、そこのところも絶やさないようにということしていきたいと。あくまで11日以降、休みになった話になるのですが、ただ、順調に回復するとは思えないので、分散登校であるかという

ことであっても、やることは同じなのだろうと。大事なことは同じかというふうに思っています。ありがとうございます。

坂田教育長  
金丸委員

金丸委員。

中川先生の先ほどの意見に上乘せになるのですけれども、実は今、一番心配なのは、オンライン授業をやったときに、オンライン授業を子どもたちがきっちり聞くというためには、横に親がついているということになってくるのですね。そうすると、それも親のストレスになるし、特に教育虐待が起りかねないような千代田区の状況からすると、非常に子どもたちの精神的なケアというのは重要な問題になってきそうな気がします。かといって、やはり親が横についているほうが、オンライン授業は絶対にスムーズに進むと思うのです。それとの絡みで、どういうふうにしていくかということ、やはり本気で考えないといけないかというふうに思っています。

指導課長

ありがとうございます。もう事例としては、かなりの時間数をオンラインで授業をすると。それは、先生が出てきてやるのではなくて、先ほど私が示した、ああいう計画表に基づいてやるということですが、やはりある程度、小学校の場合ですけれど、学年が進んできたり、中学生等であれば、恐らく子どもたちのほうで、もう、しゃしゃっと、こういうものに対応するのはむしろ大人より早いので、自立をしていくと思いますが、やはり低学年が厳しいのです。

ただ、今のデジタルネイティブといいますか、割と小学生でも、ずっと行っているのだという事例のほうが多いのです。私は、どちらかというとも機器に慣れていくほうは、ひょっとしたら子どもたちのほうが早いのではないかと。むしろネットワーク回り、環境的に何かつながらないとか、そういうことのほうが今ちょっと怖いというふうには思っているのです。

やはり保護者のストレスは当然あると思いますが、ここはやはり未来ある子どもたちの学びをどうするかというときに、やはり遠隔でやらざるを得ないという上では、やはり保護者の方が、ストレスはあるかもしれないですけども、この機会を喜びに思ってもらいたいと考えています。

中川委員  
指導課長

そうですね。

というふうに呼びかけてくださいと。やはりこれは、学校が家とオンラインでつながったから、あとは学校に任せておけばいいということではなくて、こういう計画があって、こういう学びをするのだということを、家の中で、皆が家の中にいるような状況の中で、やはり未来を生きていく子どもたちに、今施さなければいけない学びを、学校だけでは遠隔でやらざるを得ない状況を、保護者の力とあわせて一緒にやっていきたいと思います。ただし、当然悩みを聞く機関があってもいいと思いますので、オンライン相談室、オンライン保健室、オンラインカウンセリング、そういったものも、電話でもいいのですけれども、併せてやっていきたい。

そのうち慣れてきたときの喜びも出てくるのではないのかと。長期化した場合ですけれども。こういうチャンスなので、これを基にして、子どもたち

がいろいろなところとネットワークをつないで解決していくという感覚を何か身につけてくれるには、いいのではないかというふうに思っているところです。そこら辺の保護者への声かけ、そういったものも、各校長先生方とかから発信していただきたいというふうに思っています。

坂田教育長

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

坂田教育長

はい。それでは、5月7日以降の話になりますが、こんなことで取組を開始したいというふうに思っていますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、次の報告事項でございます。次の報告事項は、文化振興課から、先般、区の指定文化財のお話がありました。その関係で、文化財保護審議会から私のほうに答申を頂いたので、それに基づいてということでの報告です。

千代田区指定文化財の現状変更についてということです。三谷家の「画帖」という、スケッチブックに貼られたような絵です。クロッキーなのですけれどね。これは、江戸の後期から明治の中期にかけての作品が、何か十数点あるというようなものです。今、大変傷んできているので、これを修復するということです。諮問いたしましたして、文化財保護審議会から、そのような作業をしてくださいという答申が得られましたので、文化財課のほうで対処したいということのご報告でございます。

以上でございます。

金丸委員

どういふふうに修復されたのかという、興味深いですね。

坂田教育長

もともとこのスケッチブックみたいなものに貼られているのですけれど、これは現物を見たのですけれど、これ自体が相当傷んでいますから、上手に取りながら、また別の物にということになるのではないかという気はしています。それと、絵自体はあまりいじるわけにいかないですから。だから、貼ってある物がもう相当傷んできているというようなところだろうと思います。

よろしいでしょうか。

(了承)

坂田教育長

はい。それでは、報告事項は以上となります。

#### ◎日程第4 その他

##### 子ども総務課

##### (1) 教育委員会行事予定表

##### (2) 広報千代田(5月5日号)掲載事項

坂田教育長

日程の4番目です。その他事項ですが、教育委員会の行事予定表と広報千代田の掲載事項ですね。総務課長のほうからですね。お願いいたします。

子ども総務課長

教育委員会行事予定表のほうをご覧ください。行事につきましては、4月から7月分の行事については、中止ないしは延期というようなところで、せんだつても議案として提出させていただいたところがございますので、行事

予定表のほうには教育委員会の定例会のみの記載となっております。この定例会の開催の仕方につきましても、委員の皆様方と協議しながら、工夫をして、開催ないしは書面開催させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。また緊急事態宣言等々の取扱いが変わってきた段階では、またこちらの行事予定表も変更となることがございますので、よろしくお願ひいたします。

引き続きまして、広報千代田のほうをご覧ください。今回、5月5日号の広報原稿一覧というところで載せさせていただいております。先ほど来、ご意見で頂いていますとおり、心のケアというところも大切だというところの部分も含まれての広報原稿となっております。指導課からは、いじめ・悩み相談のホットラインについて、児童・家庭支援センター、こちらは「はばたきプラン」というところで、こちらは障害関係の計画のプランについての申し込みの流れについての紹介となっております。もう1点、児童・家庭センターのほうからは、「子どものことで悩んだ際は相談を」というところで、先ほど来、ご議論頂いております事案に対しての解決策の一つであるというふうに認識しております。

5月5日号の広報原稿一覧はこのとおりでございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございます。今のところ、大変、行事予定はさっぱりしております。こんなものは初めて見ますね。

ということでございます。ご意見、ご質問等はございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

坂田教育長

それでは、本日はこれもちまして定例会を終了いたします。どうもありがとうございました。